

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

〔保育士資格管理に係る審議〕

〔子どもの貧困対策の推進に係る調査審議〕

福祉労働部こども未来課
子育て支援課

専門分科会の決議を審議会の決議とする件について

下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議は、社会福祉審議会の決議とする。

事 項	専門分科会
保育士資格管理に係る審議	児童福祉専門分科会

また、下表の左の欄に掲げる事項に係る専門分科会の決議を「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」から削除する。

事 項	専門分科会
子どもの貧困対策の推進に係る調査審議	児童福祉専門分科会

「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」への決議事項の追加について

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和４年法律第 66 号）により、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）が改正され、「教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等を行った保育士について、登録取消しや再登録の制限などの資格管理の厳格化について、令和 5 年 4 月 1 日から適用された。

県では、保育士の登録業務を行っており、保育士が児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合、保育士登録を取り消さなければならない（法第 18 条の 19 第 1 項第 3 号）。

また、児童生徒性暴力等によって保育士登録を取り消された者に対する保育士資格の再登録を行うに当たっては、あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴かなければならないとされている（法第 18 条の 20 の 2 第 2 項）。

保育士登録の取消しは、不利益処分に該当することから、児童生徒性暴力等の内容を踏まえ、公正かつ中立的に判断する必要がある、再登録と同様、審議会で審議いただきたい。

については、児童生徒性暴力等による保育士登録の取消し及び再登録に関し、児童福祉に関する事業の従事者及び学識経験者で構成する児童福祉専門分科会において審議し、その決議を審議会の決議としていただきたいので、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」に追加していただきたい。

1 決議事項

保育士資格管理に関する審議

2 関連法

- ・「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 65 号）

第 18 条の 19 都道府県知事は、保育士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

- 三 第一号に掲げる場合のほか、児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和 3 年法律第 57 号）第 2 条第 3 項に規定する児童生徒性暴力等をいう。以下同じ。）を行ったと認められる場合

第 18 条の 20 の 2 都道府県知事は、次に掲げる者（第 18 条の 5 各号のいずれかに該当する者を除く。以下この条において「特定登録取消者」という。）については、その行った児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定登録取消者の改善更生の状況その他その後の事情により保育士の登録を行うのが適当であると認められる場合に限り、保育士の登録を行うことができる。

- 一 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士又は国家戦略特別区域限定保育士（国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士をいう。次号及び第 3 項において同じ。）の登録を取り消された者

- 二 前号に掲げる者以外の者であって、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を取り消されたもののうち、保育士又は国家戦略特別区域限定保育士の登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者

- 2 都道府県知事は、前項の規定により保育士の登録を行うに当たっては、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聴かなければならない。

「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」の決議事項の削除について

県では、令和5年4月に施行されたこども基本法に基づき、「福岡県子どもの貧困対策推進計画」を含む、現行のこども・若者に係る施策の計画を一本化し、こども施策を総合的に推進する「福岡県こども計画」を策定することとしている。

これに伴い、「福岡県こども計画」及びこども施策の総合的な推進に関し、必要な事項などを調査審議する「福岡県こども審議会」を設置しており、子どもの貧困対策の推進についても同審議会では調査審議を行うことから、「子どもの貧困対策の推進に係る調査審議」について、「専門分科会の決議を審議会の決議とする件」から削除していただきたい。

なお、社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置していた「子どもの貧困対策の推進に関する部会」については、児童福祉専門分科会の決議に基づき、令和6年4月4日をもって廃止されている。

1 削除する決議事項

子どもの貧困対策の推進に係る調査審議

2 関連法

- ・「こども基本法」(令和4年法律第77号)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画(以下この条において「都道府県こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの（現行）

※参考 1 専門分科会の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項		専門分科会
(1) 社会福祉施設等の整備事業計画に係る調査審議（福岡県社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査要綱第3条第1項、第5条）		児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会
(2) 芸能、出版物、がん具、遊戯等（児童福祉文化財）の推薦又はその製作者、興行者、販売者等への勧告に係る調査審議（児童福祉法第8条第7項）		児童福祉専門分科会
(3) 要保護児童等に対する訓戒、指導、里親への委託、児童養護施設等への入所等に係る調査審議（児童福祉法第27条第6項）		
(4) 里親の認定に係る調査審議（児童福祉法施行令第29条）		
(5) 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金の貸付停止決定に係る調査審議（母子及び寡婦福祉法施行令第13条第1項、第38条）		
(6) 青少年に有益な図書類、興行、がん具類又はフィルタリング・ソフトの推奨に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第10条）		
(7) 携帯電話事業者等の勧告に関する調査審議（福岡県青少年健全育成条例第15条の2）		
(8) 青少年に有害な図書類、興行、広告物又はがん具類の指定に係る調査審議（福岡県青少年健全育成条例第16条～第20条）		
(9) 児童福祉施設（保育所）の設置認可に係る調査審議		
(10) 子どもの貧困対策の推進に係る調査審議に関すること		児童福祉専門分科会
(11) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条第1項に基づく都道府県計画に係る調査審議		老人福祉専門分科会
(12) 社会福祉施設の設備、運営等に関する基準に係る調査審議	児童福祉施設等 〔・児童福祉法 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ・婦人保護法〕	児童福祉専門分科会
	老人福祉施設等 〔・老人福祉法 ・介護保険法〕	老人福祉専門分科会
	障がい者、障がい児福祉施設 〔・障害者総合支援法 ・児童福祉法 ・生活保護法〕	障がい者福祉専門分科会
(13) 民生委員の定数に係る調査審議		民生委員審査専門分科会
(14) 福岡県地域福祉支援計画に係る調査審議		地域福祉支援計画専門分科会
(15) その他専門性が高く専門分科会の判断に委ねることが適当と委員長が認めるもの		児童福祉専門分科会 老人福祉専門分科会 障がい者福祉専門分科会

※参考 2 法令の規定により専門分科会等の決議が社会福祉審議会の決議とされているもの

事項	専門分科会
(1) 民生委員の適否の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第 2 条第 3 項）	民生委員審査専門分科会
(2) 身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議（社会福祉法施行令第 3 条第 3 項）	障がい者福祉専門分科会 審査部会